

介護事業経営実態調査等に関する主な意見

	介護事業経営調査委員会（9月14日）における主な意見	介護給付費分科会（9月18日）における主な意見
1. 調査対象期間等について	・ 調査票配布を5月末としているが、早めに配布し、記入可能となった法人から記入してもらうべき。 （〆切までの期間を長くとしたほうが、順に疑義照会に対応できるなど、調査実務としてもメリットがある。） ・ 法人の決算は1年単位のため、調査対象期間を1年とすれば、引当金等が正確に反映され、数字の正確性が高まる。1ヶ月分だと季節変動の影響があるが、1年分とすれば、こうした懸念が排除される。 ・ 1年としたときのデメリットとして、有効回答率の低下が挙げられているが、月単位では人為的な計算が必要であり、年間の決算額とすることで記入ミスが少なくなるのではないか。 ・ 概況調査が報酬改定の影響を把握する趣旨だとすれば、概況調査で2年分把握し、比較することが、趣旨にかなうと考えられる。 ・ 概況調査でまずは2年分を把握し、改定の影響を把握	・ 一定の改善が見られるが、概況調査と実態調査が比較できないので、もう少し改善が必要ではないか。 ・ 概況調査と実態調査を定点調査として、同じ施設・事業所を対象とすれば、本当の経営状態が分かるのではないか。

	することで分科会の論点がしぼりやすくなるのではないか。事務局提案のように、同一事業所の改定前後の比較は概況調査、実態調査で直近の経営状況を把握するという手法で良いのではないか。 ・最終年に3年分まとめて経営実態調査で把握することについては、記入者負担を考えると現実問題として難しく、また、回収率も下がるのではないか。 ・現実的な案として、事務局提案の手法が妥当ではないか。	
2. キャッシュフロー等の把握について	・損益計算のための調査なのか、キャッシュフローを把握するための調査なのか分けて考えるべきではないか。 ・社会福祉法人の内部留保に対応するものだとすれば、キャッシュフローを把握する余地はあるかもしれないが、介護報酬改定のために実施する経営実態調査の中ですべきことではないのではないか。 ・法人単位の調査についても、キャッシュフローの把握と同様、調査の趣旨に合わないのではないか。まずは経営実態調査で行うのではなく、研究等で行うべきで	・法人税を払わない社会福祉法人と営利企業では、不平等がある。医療においても、公立病院や社会医療法人と医療法人では不平等がある。これを反映するために医療経済実態調査でキャッシュフローを調査するようにした。介護事業経営実態調査でも、介護保険3施設などは金額も大きいので、キャッシュフローを把握すべき。 ・老健は補助金も少なく、過大な借入金で運営している。減価償却費で何とか借金を返済しており、単に収支だけで介護報酬を決められては経営が苦

	はないか。 ・ 実際の法人の経営管理の単位からすれば、大規模な法人では、地域の事業所群、（特養を中心にサテライト、デイサービス、小規模多機能など）を一つのビジネスユニットで見ることに意味がある。その場合も、いきなり経営実態調査ではなくて研究等でやるべきものではないか。	しい。キャッシュフローについて、少なくとも借入金と返済額を入れていただきたい。 ・ 調査を精緻にすると有効回答率が下がり、全体の状況がよく見えなくなるのではないか。精緻にすることと有効回答率のバランスを考えなければならない。
3. 収支における介護報酬以外のものの取り扱い	・ 特定施設等の入居一時金、管理費等「介護報酬以外のもの」が損益計算書上の何の費用に対応した収益なのか、あるいは、特定施設入居者生活介護の利用者とそれ以外の利用者との按分が困難等の課題があるということではないか。 ・ 費用を切り分ける手法はあるのか。まずは、研究等でおこなってみたらどうか。	
4. その他	・ 法人税をどうするかなど税制度の話は、経営調査委員会での検討の範囲を超えているのではないか。 ・ サービスの費用をカバーできるかどうかを調査するのであれば、税引き前の方が公平ではないか。 ・ 国庫補助金等特別積立金取崩額は、実際にキャッシュ	・ 国庫補助金等特別積立金取崩額は、大きな額で会計方式によってかなり違いが出る。収入があるわけではないので、経営実態とかけ離れた数字になる可能性もあるので、もう一度検討していただきたい。

	が入る訳ではないので、収入が過大に見えるが、逆に対応する減価償却費もキャッシュアウトがないので、現行の取扱いがフェアではないか。	
5. 集計精度の改善	・ 社会福祉法人会計基準では別紙 4（サービス区分ごとの決算書）まで作成することとなっている。法改正で仮に別紙 4 も所轄庁に提出するようになるのであれば、同様に経営実態調査でも提出してもらえるようにすれば、精度が高いものになるのではないか。	・ 回答について、ある程度非常識な数字のものは事業者にヒアリングなどして、原因を確認し、次回調査に改善点として生かして欲しい。